

のなり、寛元四年十月十三日葉黃記に、自關東、時頼使安藤左衛門光成上洛、關東申次、可爲相國之由是定、とある是定も、この義におなじ。

〔令集解治四部〕卿一人掌本姓穴云、本姓、謂或云譜第爭訟、時、問定是、警獵刑部、○中略事

〔本朝世紀〕天慶八年八月三日丙寅、今日八幡宮言上解文、○中略其解文在左、石清水八幡宮護國寺

三綱等謹言上、○中略

右今月一日、是定宮寺來十五日恒例御願御放生會色衆行事之式日也、

〔春記〕長曆二年十二月廿三日乙酉、參御前申請御導師事等、明日可被行御佛名也、但依御物忌、於簾中定是。

〔公事根源四月〕梅宮祭

同日西上

この社は、仁明天皇の御母、橘太后○嘉智子の祖神なり、承知年中に、初めて御門より祭を奉らる、橘氏の祖神なるべし、是定といひて、攝家の人の管領する社にて侍るにや、そも、この是定の一人の家に傳りし事は、橘氏の公卿絶えて後、五月五日の叙位に、氏の爵の事を行ふべき人なきによりて、寛和の頃、中關白道隆、大納言と令申侍りし時、宣旨をかうぶり給ひて、氏の爵の事を申し行ひ侍りしなり、中關白、粟田關白○通兼、御堂關白○道長、以上三人並藤原氏、この三人の母は、攝津守藤原中正といひし人の女なり、かの中正の室は、中納言橘澄清卿の女なり、中關白には外祖母なり、かやうの由緒侍るによりて、是定は藤原の家に相傳し侍るとかや、

〔西宮記臨時二〕定橘氏之爵人事

雖、不橘氏、以橘氏外戚王卿、依氏舉被下宣旨、外記氏院、

〔傳宣抄下〕諸宣旨事

一下外記宣旨

臨時事